

～住宅を購入・建築された方へ～

# マイナンバーカードで住宅ローン控除の確定申告をしませんか？

住宅ローンで住宅を購入又は建築した場合、所得税の確定申告で住宅ローン控除の手続きをすると、税金の還付を受けられる場合があります。

所得税の確定申告とは、1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などがある場合には、その過不足を精算する手続です。

住宅に居住した翌年の1月以降、  
3月15日（確定申告期限）までに確定申告  
確定申告書の作成手続は裏面をご覧ください。



マイナンバーカードを利用して確定申告をしなかった場合、2年目以降の手続で、「証明書データ」の取り込みが利用できないので、毎回ご自身で入力・計算する必要があります。

**年末調整をされる方**  
給与所得者の方は、原則として勤務先で行う年末調整において、住宅ローン控除の手続を行います。その際、「証明書データ」を利用して住宅ローン控除の手続ができる場合があります。この場合、民間ソフトウェア会社又は国税庁が提供する年末調整ソフト等に「証明書データ」を取り込むことで、控除額が自動計算されます。

### 確定申告に必要なもの

- 1) マイナンバーカード  
取得方法については裏面をご覧ください。
- 2) ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォン
- 3) 収入や控除に関する書類  
源泉徴収票や生命保険料控除証明書などをご用意ください。
- 4) 住宅ローン控除に必要な書類  
売買（賃貸）契約書・登記事項証明書・年末残高証明書などをご用意ください。

### 確定申告書の作成・送信

パソコンやスマートフォンを利用して確定申告書を作成し、e-Taxで送信してください。

※ 確定申告に必要な書類は申告する内容によって異なります。詳しくは国税庁HPをご覧ください。

マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種はこちら

### 証明書データの交付

マイナンバーカードを利用して住宅ローン控除の申告をされた方に対して、税務署から毎年10月頃、e-Taxの受付システム内に、住宅ローン控除の「証明書データ」を交付します。

国税庁ホームページにある確定申告書等作成コーナーのトップ画面から、e-Taxの受付システムにアクセスします。

年末調整をされる方は「証明書データ」をダウンロード又はマイナポータルを通じて取得します。

### 確定申告をされる方

事業所得者の方など、確定申告をされる方については、確定申告で毎年住宅ローン控除の手続を行います。その際、マイナポータルを通じて、確定申告書等作成コーナーの入力画面に「証明書データ」を取り込むことで、控除額が自動計算されます。

自動取得！

自動取り込み！

自動計算！

確定申告がアツという間に完了！

※このチラシには開発中の画面が含まれていますので、実際の画面と異なる場合があります。

# インターネットで住宅ローン控除の申告ができます

用意した書類を見ながら画面の案内に従って入力するだけで、自動計算でアツという間に申告書が完成！

## 初めて住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の申告をする場合の入力例

1 国税庁ホームページへアクセスします



2 マイナンバーカード方式を選択します



3 「所得税」を選択し、まずは収入や所得控除の入力をします



4 住宅ローン控除の入力画面で住宅ローン控除の「証明書データ」の交付を希望します



ここで「はい」を選択することにより、年末調整や確定申告で利用できる、住宅ローン控除の「証明書データ」を受け取ることができるようになります。

5 売買（請負）契約書や登記事項証明書の内容を入力します



6 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の内容を入力します



7 氏名やマイナンバーを入力して申告書の完成です



8 e-Taxで送信します

申告書をデータで送信して申告は完了です。  
※一部の添付書類は郵送などで別途提出してください。

**マイナンバーカードでできることって？**  
マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

**マイナンバーカードの取得方法**  
郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。  
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法